

本協会が実施する研修、説明会について

平成 30 年 5 月 1 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 第二種金融商品取引業協会が実施する研修、説明会について

第二種金融商品取引業協会（以下「本協会」といいます。）では、正会員の金融仲介機能の向上及び投資家からの信頼性・安心感の確保に向け、正会員の内部管理態勢の一層の強化・充実、役職員のコンプライアンス意識、倫理観の向上、人材の確保・育成に資するため、次の3種類の研修、説明会を実施しています。

1. 研修

(1) 義務研修

- ① 正会員は、本協会の「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」に基づき、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンスを担当する役員等1名を「第二種業内部管理統括責任者」として定めなければなりません。
- ② 第二種業内部管理統括責任者は、同規則に基づき、本協会の事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）毎に原則1回、本協会が実施する所定の研修の受講が義務付けられており、本協会では、「第二種業内部管理統括責任者研修」を実施しています。

(2) 代替研修

- ① 正会員は、第二種業内部管理統括責任者等に関する規則に基づき、第二種金融商品取引業を行う本店や支店の営業部門等において、コンプライアンスを担当する役職員を「第二種業営業責任者」、「第二種業内部管理責任者」として、それぞれ1名以上配置しなければなりません。
- ② 正会員は、第二種業内部管理統括責任者等に関する規則に基づき、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対して定期的に所要の社内研修を受講させなければなりません。本協会が実施する所定の研修（代替研修）

を受講した場合には、当該社内研修の受講を免除することができるとされており、本協会では、この代替研修を実施しています。

(3) 任意研修

上記(1)の義務研修及び(2)の代替研修以外の研修で、本協会が正会員の業務やコンプライアンス態勢の構築等に資するため、任意研修を実施しています。

2. 説明会

本協会では、正会員において、金融行政方針や、法改正、新制度等に対応するために必要な情報提供等を行うため、説明会を実施しています。

2. 「研修基本計画」について

本協会では、本協会が実施する研修・説明会について、「本協会の研修制度のあり方について（論点整理）」（平成24年2月3日 理事会決議）に基づき、毎年2月に、翌事業年度に実施する研修の基本方針、主要テーマ（重点事項）及び年間スケジュール（予定月）等を取りまとめた「研修基本計画」を策定し、同基本計画に基づき研修・説明会を実施しております。

以 上